

## 川越市防災ラジオの販売に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な緊急情報等をより確実に伝達することを目的とした防災ラジオを販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)緊急情報等 気象特別情報、避難情報その他の災害緊急情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。
- (2)防災ラジオ 国、県及び市の災害時の緊急情報等、ラジオ川越の放送局を通じて発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオ（AC電源アダプタ、取扱説明書等の付属品を含む。）をいう。
- (3)販売予定台数 当該年度において市が販売する予定の防災ラジオの台数をいう。
- (4)災害警戒区域 次に掲げる区域をいう。
  - ア. 堤防決壊に伴って家屋の倒壊・流出の恐れがある区域として国及び県が指定する家屋倒壊等氾濫想定区域又は埼玉県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - イ. 国及び埼玉県が公表する想定最大規模の洪水浸水想定区域図において50cm以上の浸水が想定される区域
- (5)避難行動要支援者 高齢者・要介護認定者・障がい者等のうち、自ら避難することが困難であって、避難に支援を要する者で次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア. 65歳以上の高齢者のみの世帯で要介護度3以上の者
  - イ. 世帯全員（単身世帯を含む）が75歳以上の高齢者の者
  - ウ. 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者
  - エ. ウ以外の身体障害（1級又は2級）のある者
  - オ. 知的障害（㊶又はA）のある者
  - カ. 精神障害者保健福祉手帳（1級）を持つ者
- (6)スマートフォン等 スマートフォンや従来型の携帯電話、タブレットなどの情報機器。

### (購入の対象)

第3条 購入の対象は、市内に居住する者（以下「市民」という。）並びに、市内に事務所又は事業所を有する法人、自治会及び任意団体（以下「法人等」という。）とする。

2 防災ラジオの販売は予算の範囲内で行うものとする。

### (受信確認)

第4条 防災ラジオの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は川越市防災ラジオ受信確認申込書（様式第1号）を提出し、市が所有する防災ラジオ（以下「受信確認用防災ラジオ」という。）の貸与を受け、ラジオ川越の受信確認をすることができるものとする。

2 受信確認用防災ラジオの貸与を受けた者は、貸与された日から5日以内に市へ返却しなければならない。

(受信確認用防災ラジオの弁償)

第5条 受信確認用防災ラジオの貸与を受けた者は、故意又は過失により、受信確認用防災ラジオを汚損、破損又は紛失した場合には、速やかに報告するとともに、弁償しなければならない。

(申込み)

第6条 防災ラジオの購入希望者は、川越市防災ラジオ購入申込書(様式第2号)(以下「購入申込書」という。)を提出しなければならない。

(販売の決定及び通知)

第7条 市は、前条により購入申込書を受領した時はこれを審査し、適当と認めたときは販売の決定をする。

2 前項の場合において、申込台数が販売予定台数を上回った場合は、別表第1に定める優先順位により購入者の決定を行うものとする。

3 市は、購入申込書を提出した者に対し、第1項の決定を行った者(以下「購入決定者」という。)に対しては、川越市防災ラジオ購入決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 市は、販売を行わない者に対しては、川越市防災ラジオ申込結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(引渡し)

第8条 市は、川越市防災ラジオ購入決定通知書に引渡しの日時、場所等を記載するとともに、購入負担金の納付書を同封し、購入決定者に引き渡すものとする。

2 市は、購入負担金の納付確認後、防災ラジオを購入決定者に引き渡すものとする。

3 市は、防災ラジオ引渡し後の返品については、原則として、受け付けないものとする。

(購入負担金)

第9条 購入決定者の防災ラジオの購入に係る購入負担金は、別表第2に定める額とする。

(申込みの取下げ)

第10条 購入決定者は、防災ラジオを受け取るまでの間、川越市防災ラジオ申込取下書兼購入負担金返還申出書(様式第5号)により購入申込みの取下げ及び購入負担金の返還を申し出ることができるものとする。

2 市は、前項の申し出があった場合で、購入決定を行っていたときは、決定がなかったものとみなす。

(販売決定の取消し)

第11条 市長は、購入決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事実確認の後に販売の決定を取り消し、又は既に販売した当該防災ラジオの返還を求めることができるものとする。

(1) 偽り又はその他の不正な方法により、防災ラジオの販売の決定を受けたとき。

(2) 正当な理由もしくは購入の意思がなく、納付書の期限満了日までに購入負担金を納付

しないとき。

(3) 正当な理由もしくは購入の意思がなく、引渡し期間内に防災ラジオを受領しないとき。

2 市は、前項の決定取消しを行ったときは、川越市防災ラジオ購入決定取消通知書（様式第6号）により、購入決定者に通知するものとする。

（転売等の禁止）

第12条 購入者は、防災ラジオを他に転売又は譲渡してはならない。

（維持管理等）

第13条 防災ラジオの使用に係る電気料、電池の交換、修理、その他防災ラジオを受領した後に要する一切の経費は、購入者が負担するものとする。

（損害賠償責任）

第14条 市は、防災ラジオの誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

(別表第1)

購入決定における優先順位

購入決定は、購入決定時点での以下の区分により優先順位を決定するものとする。  
なお、同順位にある複数の者から選定する場合は、抽選により決定するものとする。

優先順位	区 分
第1順位	災害警戒区域内アに居住する避難行動要支援者でスマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
第2順位	災害警戒区域内イに居住する避難行動要支援者でスマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
第3順位	災害警戒区域内アの居住者でスマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
第4順位	災害警戒区域内イの居住者でスマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
第5順位	災害警戒区域外に居住する避難行動要支援者でスマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
第6順位	上記第1～第5順位以外の居住者・法人等

(別表第2)

購入に係る防災ラジオ購入者の購入負担金（1台あたり）

区 分	金 額
1. 購入決定時点で別表第1の優先順位 第1順位から第5順位の者	2,500円
2. 1以外の者	4,000円